

仕様書（鹿児島県知事選挙における選挙公報配布業務委託）

1 配布物

選挙公報 ブランケット判

2 総配布部数

300,000部。（別紙「補完措置分配付先」の41箇所410部を含む。）

3 その他

- (1) 配布対象の世帯は、住民基本台帳の有無にかかわらず、鹿児島市内の実世帯全部とする。
また、必要に応じて発注者が指定する場所にも指定する部数を配布するものとする。
- (2) 対象の世帯に配布する部数は、原則として1世帯1部とする。
- (3) 配布期間は、選挙日2日前まで配付とする。
- (4) 対象世帯等から発注者に配布漏れの申出があった分については選挙期日まで対応するものとする。
- (5) 配布漏れの申出があった分については、その旨受注者に連絡するので、連絡に係る配布先に直ちに配布しなければならない。
- (6) 配布作業は、午前7時から午後7時までの時間帯に行うものとする。
- (7) 他の配布物と同時に配布する場合は、当該他の配布物とは別冊とし、一緒に折り込んではない。
- (8) 受注者は、配布年月日、町名等を明記した日程表を作成し、配布作業開始までに発注者に提出するものとする。
- (9) 配布物の引渡しを受ける日時場所は、後日連絡する。引渡しの回数は1回とする。
- (10) 配布作業に当たっては、次に注意しなければならない。
 - ア 配布物は、破損し、汚損し、又は紛失しないよう丁寧に扱うこと。
 - イ 配布作業中に接する市民には、常に親切誠実に対応すること。
 - ウ 集合住宅等への配布は、原則として入口のポストではなく、各戸の郵便受けに投入することにより行うこと。
 - エ 荒天時の配布については、配布物が雨に濡れたり、風で飛散したりすることがないようにすること
- (11) 配布物の残りは、配布作業完了後、速やかに発注者に届けるものとする。
- (12) 配布作業完了後、速やかにその旨を発注者に報告するものとする。
- (13) この契約は、配付物1部の配布につき定める単価に配布部数を乗じて得る額を委託料とする単価契約である。
- (14) 委託料は、配布作業完了の旨の報告とともに発注者の請求に基づいて支払うものとする。